

第5章 共通的・基盤的な施策



道では、第1章から第4章で掲げる「地域から取り組む地球環境の保全」、「北海道らしい循環型社会の形成」、「自然との共生を基本とした環境の保全と創造」、「安全・安心な地域環境の確保」という4つの政策分野に対して、環境に関わる横断的・共通的な施策を推進しています。

また、施策の推進に当たっては、関連する環境教育等行動計画や道の事務・事業に関する実行計画など関連計画等との調和を図りながら取り組んでいます。

＝ 1 環境に配慮する人づくりの推進

(1) 環境教育の推進・環境にやさしいライフスタイルの定着

平成26年（2014年）3月に道が策定した「北海道環境教育等行動計画」では、「道民一人ひとりが参加し協力しながら、持続可能な社会を築いていくため、環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを進める」ことを目指す方向として掲げており、道民、事業者、民間団体、行政等の各主体が連携しながら環境保全の取組を進めるとともに、その基盤となる「人づくり」の推進に取り組むこととしています。

ア 人材の育成・効果的な活用

道では、子どもから大人までを対象とした参加・体験型の環境教育プログラムや、指導者の育成を行う「環境の村事業」を実施しています。令和4年度（2022年度）は、本事業において環境保全活動の実践へと結びつくような「エコロジーワークショップ」や「エコサロン」等を開催し、計48人が参加しました。

また、野幌森林公園（道立自然公園）の自然ふれあい交流館では、「ボランティア・レンジャー育成研修会」を実施し（1回）、人と自然との橋渡し役をする自然解説員の育成を行いました。

このほか、道では、地域の民間団体等による自主的な環境保全活動を支援するため、住民団体等が開催する環境学習講座に講師を派遣する「北海道地域環境学習講座『eco-アカデミア』」を実施しており、令和4年度（2022年度）は7回講師を派遣し、238人が参加しました。

イ 環境配慮行動の意識付け等

◆地域環境学習普及事業

道では、地域における環境教育・環境保全活動を進めるため、各（総合）振興局が主体となり、学校、事業者、地域団体・市民活動団体、市町村等と連携して、自然体験教室やパネル展示などを行う「地域環境学習普及事業」を実施しており、令和4年度（2022年度）は、14振興局において、計29事業を行いました。（その他6事業が新型コロナウイルスの影響により中止。）（第6章）

◆北海道フロンティアキッズ育成事業

道では令和3年度（2021年度）より、企業等の支援を受け、公益財団法人北海道環境財団及び北海道教育厅との協働により、道内の小学5年生を対象にSDGsを活用した環境教育を実施しています。令和4年度（2022年度）は59の企業・団体から支援を受け、6小学校72名の児童が参加しました。

■令和4年度協力企業等一覧

株式会社アミノアップ	三和工業株式会社	北土建設株式会社
石上車輛株式会社	株式会社システムウォール製作所	株式会社北海道エコシス
岩倉建設株式会社	新弘拓建有限公司	学校法人北海道科学大学
岩田地崎建設株式会社	末廣屋電機株式会社	北海道行政書士会
株式会社エコテック	株式会社ズコーシャ	株式会社マテック
恵庭建設株式会社	須藤建設株式会社	丸彦渡辺建設株式会社
大野土建株式会社	大和リース株式会社札幌支店	萬木建設株式会社
株式会社小野寺組	有限会社谷工務店	株式会社ミクロスソフトウェア
株式会社カズサッポロ	道路工業株式会社	宮坂建設工業株式会社
株式会社金澤組	株式会社トクシャ	株式会社未来屋書店
茅沼建設工業株式会社	株式会社中山組	有限会社森本鉄工所
株式会社協和コンサルタント	西江建設株式会社	株式会社山内組
株式会社釧路製作所	株式会社日興ジオテック	山本建設株式会社
株式会社クリーンアップ	株式会社フクタ	ヨコハマタイヤリトレッド株式会社
有限会社小枝産業	株式会社プリプレス・センター	よつ葉乳業株式会社
株式会社コサイン	北央道路工業株式会社	H R Mホールディングス株式会社
株式会社櫻井千田	株式会社北翔	N P O 法人日本自治ACADEMY
株式会社笹原商産		

*敬称略、五十音順（非公表希望を除く）

◆その他の取組

道では、子どもたちが身近な場所で楽しみながら環境について学ぶことができる環境教育プログラム「エコキッズ・アクションプログラム集」をホームページで公開しています。

また、子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、地域の環境保全活動の輪を広げることを目的として活動する「こどもエコクラブ」事業への参加を呼びかけており、令和4年度（2022年度）は38団体699人が参加しました（下表）。

■子どもエコクラブへの道内における参加状況

R2		R3		R4	
団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数
21	675	28	788	38	699

ウ 学校教育における環境教育等の推進

◆環境教育の推進

小・中学校、高等学校、義務教育学校及び中等教育学校では、子どもたちが環境を大切にす
る気持ちを持つとともに、環境問題を自ら考え、環境に配慮した行動を実践できるようにする
ため、発達の段階に応じて、各教科や特別の教科の道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、
教育活動全体を通じた環境教育に取り組んでいます。

《下川町立下川小学校における「森林環境教育」の取組》

下川町では、地域の資源である森林を活かす仕事について理解を深めること、森林の役割や地域の取組について考え、持続可能な社会に向けて自ら行動できる人を育むことなどを目的として、平成21年度（2009年度）から、認定こども園、小学校、中学校、高等学校が連携し、15年間を通じた森林環境教育に取り組んでいます。

特に、下川小学校では、学年ごとに、森林のもつ生態・社会・文化・経済といった視点でテーマを設定し、森林に関する幅広い知識や考え方が身に付くよう子どもの発達の段階に応じた指導を行っています。

例えば、第5学年では、「木材の活用方法について学ぼう」をテーマに、森林を伐採する様子を観察したり、木材を余すことなく利用している製材工場や製品工場などを見学したりするほか、林業に携わる方や工場で働く方へのインタビューなどを行うなどして、森林の役割や森林資源を守る必要性について考える学習を進めています。

また、学習のまとめでは、こうした学習活動を通じて感じた下川町ならではの森林の魅力、自然環境を守るために自分たちにできることなどを示した絵本を作成し、地域の図書館に寄贈するなどして、子どもたちに環境を大切にする気持ちを育む計画的な指導を行っています。

■第5学年 森林学習のまとめを地域の図書館に寄贈



◆エコスクールの取組の推進

エコスクール（環境を考慮した学校施設）は、環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設として整備して、環境教育の教材として活用するものです。

これにより、学校が児童生徒だけでなく地域にとっての環境・エネルギー教育の発信拠点になるとともに、地域における地球温暖化対策の推進・啓発の先導的な役割を果たすことが期待されています。

道内の公立学校においては、校舎や屋内体育館の改築事業などを実施する際に、内装に道産材等の木材を活用し、木質化による暖かみのある空間を創出しているほか、令和3年度（2021年度）末現在、高等学校21校、特別支援学校8校の屋上等に太陽光パネルを設置し、地球温暖化対策に貢献するとともに、平成10年度（1998年度）から令和4年度（2022年度）末までの間に、幼稚園2校、小学校95校、中学校35校、義務教育学校3校、中等教育学校2校、特別支援学校8校の計145校が、学校施設を環境・エネルギー教育の教材として活用する国のモデル事業認定校に指定されています。

《道内における環境保全活動、各主体の協働、環境教育の取組の状況》

環境教育の推進には、個人、学校、事業者、地域団体・市民活動団体、行政等の各主体が相互に協働して取り組むことが大変重要であり、北海道環境教育等行動計画では、道内における環境保全活動、協働、環境教育の取組事例を毎年取りまとめ、広く情報提供することとしています。

◎道内の環境教育等の取組事例の取りまとめ

北海道環境教育等推進懇談会の委員と市町村等の協力を得て、道内における環境教育等の取組事例を収集し、市町村等と情報共有するとともに道のホームページに掲載しています。

■令和3年度の取組事例のとりまとめ概要

取組事例の趣旨	取組事例数	取組事例の実施主体	該当数
環境教育	408	市町村	360
環境保全活動	305	学校	173
協働取組	229	NPO・地域団体	133
環境保全意欲の増進	284	関係機関・団体	137
		事業者	195
		国や道	72

※取組事例によっては複数該当あり

◎環境教育・環境保全活動に関するプログラム実践講座

学校や地域における環境教育等の担い手を育成するため、北海道、北海道教育委員会、公益財団法人北海道環境財団及び北海道環境教育推進協議会等の協働により、平成26年度（2014年度）から環境教育等の機会の場で活用できる「知識の習得」と「体験」を重視した実践講座（研修）の開催に取り組んでいます。また、指導者の育成や指導者のネットワーク構築に向けて、令和5年（2023年）1月に開催した実戦講座では、30名の参加があり、生物多様性をテーマにした自然の直接体験指導法を学びました。

■野外でのアクティビティ体験



■レクチャー



エ 道民の「環境にやさしいライフスタイル」の確立

道では、毎年7月を道民環境行動月間、5月、7月、10月、1月の第2日曜日をそれぞれ春・夏・秋・冬の「道民環境の日」と定め、道民の皆さんに環境行動の実践を呼びかけています。

◆環境に配慮したイベント（エコイベント）の推進

道内では、展示会や式典、お祭りなど様々なイベントが行われています。これらは、情報の発信や地域間交流などに有効である一方、開催に伴うエネルギーや資源の消費、廃棄物の発生など、環境へ負荷を与える側面があります。

このため、道では、イベントの開催に伴う環境負荷の低減を図り、イベントの開催を通じて環境意識を向上させるため、環境に配慮すべきポイントをまとめた「北海道エコイベント指針ーイベントにおける環境配慮のススメー」を作成し、道民や事業者エコチェックシートの活用を呼びかけています。

令和4年度（2022年度）に道が主催、共催（実行委員会等に道が参画したものを含む）又は後援し、1,000人以上の参加のあったイベントについては、エコチェックシートの使用率は94%となっておりますが、引き続き更なる利用率の向上を目指しています。

(2) 民間団体等の自発的な環境保全活動の促進・協働取組の推進

道では、自発的な環境保全活動を促進するため、道民、事業者、行政など様々な主体間の連携を進めるための事業や、公益財団法人北海道環境財団を通じた民間団体等への活動支援などを進めています。

ア 環境道民会議

環境道民会議は、道民・事業者・行政が連携して積極的に環境保全活動の取組を推進し、北海道環境基本計画で目指す環境重視型社会を実現することを目的に平成10年（1998年）9月に設置され、令和5年（2023年）3月末現在で、65団体が参加しています。

令和5年（2023年）3月28日には「環境道民会議ウィンターミーティング2023」を開催し、カーボンニュートラルやSDGsについて北海道大学山中教授による基調講演の後、北海道の環境に関する課題や未来への展望等について、ファシリテーターを交え、高校生10名によるディスカッションを行いました。

環境道民会議の構成

道民 ・消費者団体 ・青年団体 ・女性団体 ・自然保護団体 ・環境教育団体 など	事業者 ・リサイクル事業団体 ・廃棄物処理事業者団体 ・農林水産業団体 ・商業、流通事業団体 ・経済団体 など	行政等 ・道、札幌市 ・市長会 ・町村会 ・北海道環境財団 など
		報道機関

イ 企業との協定による事業の実施

道では、環境に関心の高い企業と環境保全等に関する協定を締結し、様々な事業を協働で実施しています。

◆アサヒビール株式会社（協定締結 平成 21 年（2009 年）4 月）

アサヒビール株式会社との協働事業として、協定締結以来、知床世界自然遺産及びラムサール条約湿地の保全活動に取り組む団体を支援しており、令和2年度（2020年度）の「鶴の恩返しキャンペーン」では、湿地の恵みを様々な形で伝える「北海道湿地フォーラム 2020～スイッチ～」を開催するなど、自然の恵みに感謝し、持続可能な社会の実現に貢献するため、引き続き支援に向けた取組を継続しています。

■寄附金報告及び次期取組発表会での記念撮影



◆北海道コカ・コーラボトリング株式会社（協定締結 平成 21 年（2009 年）11 月）

北海道コカ・コーラボトリング株式会社との協働事業である「北海道e-水（イーミズ）プロジェクト」では、水辺の環境保全活動に取り組む道内の団体等を支援しており、令和4年度（2022年度）は22団体に助成を行ったほか、11月に助成団体による活動報告などを行う「北海道e-水フォーラム」を開催しました。

■北海道e-水フォーラムでの記念撮影



◆株式会社アドバコム（協定締結 平成 30 年（2018 年）2 月）

株式会社アドバコムは、子どもたちの環境意識の醸成のため、子ども環境情報紙「エコチル」（全道版）を毎月発行しており、道はその全ての号において、注目すべき環境をテーマとした巻頭特集の記事の監修を行いました。

■子ども環境情報紙「エコチル」



◆日本航空株式会社（協定締結 平成 27 年（2015 年）12 月）

日本航空株式会社と道との包括連携協定では、北海道の環境保全の分野において、タンチョウなどの希少野生動植物種の保護など生物多様性保全への協力が掲げられており、令和4年（2022年）12月と令和5年（2023年）1月に実施したタンチョウ越冬分布調査に日本航空株式会社の職員も参加し、釧路管内のタンチョウの飛来数をカウントする作業などを行いました。

■タンチョウ越冬分布調査の様子



◆株式会社コンサドーレ（協定締結 令和3年（2021年）9月）

道と包括連携協定を結んでいる株式会社コンサドーレとの協働事業では、令和4年（2022年）10月8日に札幌ドームにおいて、試合開始前の時間を利用して開催された子供向けイベント「SDGs×コンサ・キッズ・ランド」の中で、バドミントンを楽しみながら絶滅のおそれがある野生動物に関心をもってもらう取組を行いました。

また、札幌市円山動物園で飼育展示されている希少鳥類のシールを配布して、動物園で学びを深めるためのきっかけ作りなどを行いました。

■イベント当日の様子



ウ 環境保全活動功労者の表彰

地域において、環境保全推進のため長年にわたり献身的な活動を続け、その事績が顕著な個人または団体に対して知事感謝状による表彰を行っており、令和4年度（2022年度）は、3団体・2個人を表彰しました。

■令和4年度（2022年度）環境保全活動功労者表彰（知事感謝状）被表彰者一覧 ※敬称略

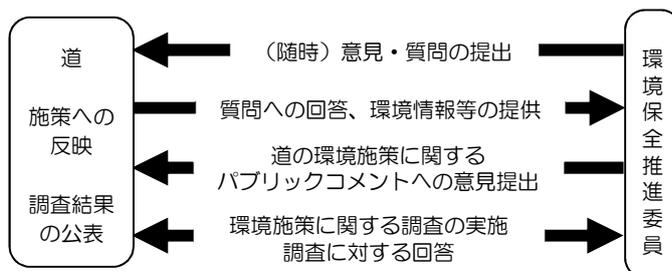
団体名又は氏名	（総合）振興局	市町村	区分
北斗市町会連合会	渡島	北斗市	団体
八木 宏樹	後志	小樽市	個人
井内 勇	後志	蘭越町	個人
運上屋川に清流をとりもどす会	後志	岩内町	団体
釧路健親会	釧路	釧路市	団体

エ 環境保全推進委員制度

道は、環境保全及び創造に関する施策に道民の意見を反映するため、「北海道環境基本条例」に基づき、環境保全推進委員制度を設けています。

委員は、地域において環境情報などを収集して、自ら環境保全に資する行動に取り組むよう努めるとともに、道の環境施策に対する意見等を提出する役割を担っており、令和5年（2023年）3月末現在、公募により50名の方を委嘱しています（下図表）。

■環境保全推進委員制度のしくみ



■環境保全推進委員の連携地域別構成

連携地域名	委嘱人数	
道 央 圏	空知、石狩、後志、胆振、日高	24
道 南 圏	渡島、檜山	6
道 北 圏	上川、留萌、宗谷	13
オホーツク圏	オホーツク	2
十 勝 圏	十勝	3
釧路・根室圏	釧路、根室	2
計		50

※令和5年3月末現在

オ 公益財団法人北海道環境財団

民間団体等による自発的な環境保全活動を促進するため、平成9年度（1997年度）に設立された公益財団法人北海道環境財団は、環境情報の提供や環境保全活動への支援、各主体間のパートナーシップ形成の拠点となる「北海道環境サポートセンター」や、民生部門を中心とする温暖化対策推進の拠点として、全国に先駆け平成11年（1999年）に指定した「北海道地球温暖化防止活動支援センター」の運営など、様々な取組を行っており、道では、こうした同財団の取組に対して支援を行っています。

《環境活動のナビゲーター「公益財団法人北海道環境財団」の主な取組》

◎道内市町村 脱炭素計画策定等の支援

道内市町村が取り組む再生可能エネルギーの導入戦略や地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）の策定・検討業務を市町村から受託し、各種調査や計画立案支援を行っています。

地域の温室効果ガス排出状況や再生可能エネルギー導入ポテンシャル等の基礎情報を把握することはもちろん、「地域循環共生圏」の考え方を踏まえ、脱炭素を通じた地域の環境・社会・経済の課題の解決にもつながる施策や将来像の検討支援を行っています。

また、再エネ導入等脱炭素の取組推進のためには、住民合意が極めて重要であることから、住民や関係者とのコミュニケーションを重視した計画立案の支援に努めています。

◎ゼロカーボン北海道実現のための活動基盤整備

環境省北海道地方環境事務所及び株式会社ジェイアール東日本企画連携のもと、地域事業インキュベーション施設「HOKKAIDO×Station01」にて、あらゆる道内主体が地域脱炭素に関する学習機会・相談対応・官民共創マッチングなどの包括支援を得られる「拠りどころの形成」を進めています。

加えて、北海道経済連合会ゼロカーボン推進グループと連携し、道内の事業者を対象とした脱炭素経営促進に向けた伴走支援体制づくりにも取り組んでおり、ゼロカーボン北海道実現のための総合的な活動基盤整備を進めています。

■地域脱炭素マッチング会



■学校での授業の様子

◎北海道フロンティアキッズ育成事業

企業からの支援を受け、将来の持続可能な社会づくりを担う人材を育成するため、SDGsの視点で環境配慮意識の向上と地域愛の育成を目的に、小学校を対象とした環境教育プログラムを北海道と共に企画し、実施しています。

2年目となる令和4年度（2022年度）は、新たに6つの小学校が選定され、各学校に派遣された講師が進行役となって、子どもたちが地域の課題や現状を確認しながら「地域未



来図」を描きました。その様子は各学校が参加した「成果発表会」を通じて学校、賛同企業に共有され、今後の持続可能な社会づくりへの取り組みを考える機会となりました。

令和4年度（2022年度）は、賛同企業が59社（前年比+10社）となり、関心の広がりが実感できました。

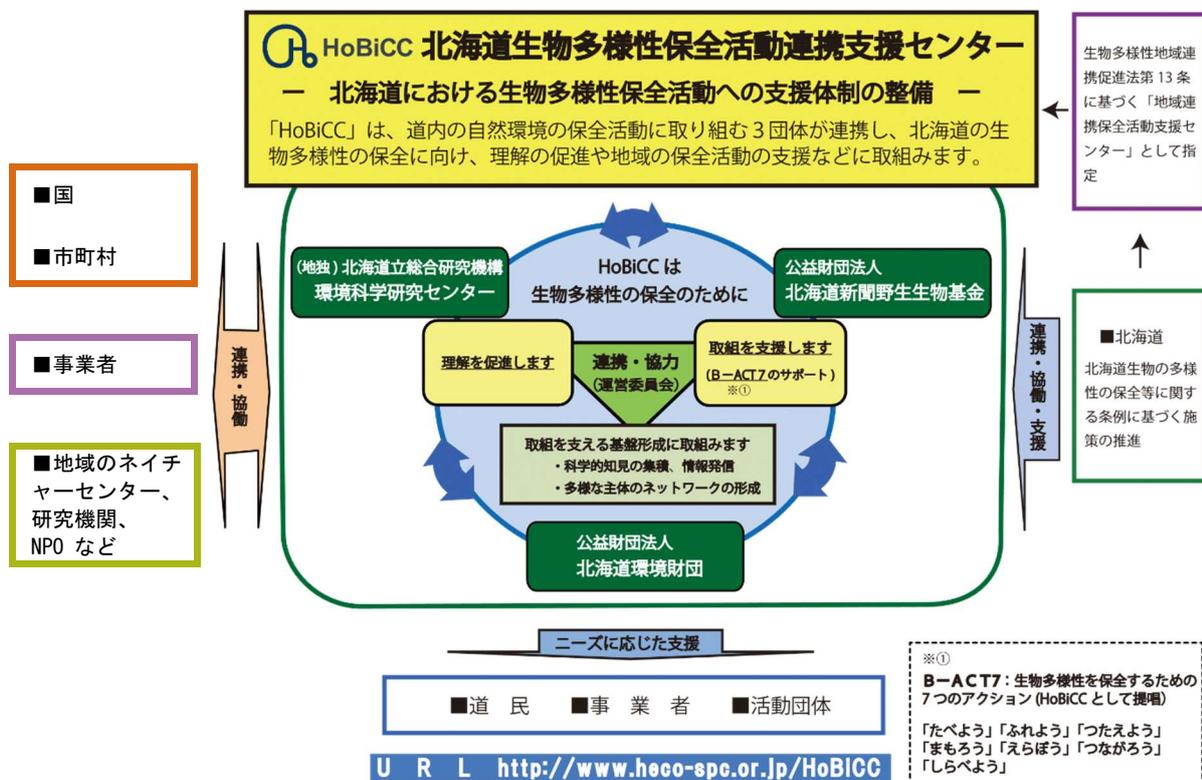
カ 北海道生物多様性保全活動連携支援センター（HoBiCC）

生物多様性の保全を推進するためには、道や市町村、NPO、事業者、各分野の専門家など、様々な主体がネットワークを構築し、活動を進めていくことが重要です。

こうしたネットワークを形成し、地域の保全活動等を支援するため、平成26年（2014年）に公益財団法人北海道新聞野生生物基金、地方独立行政法人北海道立総合研究機構環境科学研究センター（現エネルギー・環境・地質研究所）及び公益財団法人北海道環境財団の3団体により「北海道生物多様性保全活動連携支援センター（HoBiCC）」が設立されました。

道では、HoBiCCを生物多様性地域連携促進法に基づく生物多様性保全活動連携支援センターに指定（平成27年（2015年）4月）しており、HoBiCCでは、①生物多様性の保全に対する認知と理解の促進、②地域での生物多様性の保全活動等への支援、③多様な主体間の連携の促進、④生物多様性に関する科学的知見の集積と提供、⑤生物多様性の保全に必要な人材の育成などに取り組むこととして、令和4年度（2022年度）は、北海道の生物多様性保全活動を支援する北洋銀行「ほっくー基金」助成事業の事務局を担うほか、特定外来生物セイヨウオオマルハナバチの捕獲登録システム「新セイヨウ情勢」を運用するなど、生物多様性の保全に向けた支援や普及啓発を行いました。

■北海道生物多様性保全活動連携支援センターの体制イメージ



＝ 2 環境と経済の好循環の創出

(1) 環境に配慮した事業活動の推進

生産や流通など社会の中で大きな役割を担う事業者の活動においては、法規制の遵守に加え、製造段階から環境に配慮し、廃棄の際にリサイクルしやすい製品の製造、低負荷型の製造方法や流通手段の取り入れなど、環境への負荷を積極的に減らすことが重要です。

また、事業者や組織が導入する環境管理システムには、国際規格のISO14001に加え、中小企業が導入しやすい「北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）」や環境省が策定したガイドラインに基づく「エコアクション21（EA21）」の認証制度があり、この3つの制度の認証取得事業所数は、令和4年度（2022年度）末現在、合計で516となっています。

このほか、企業の立地等に際し環境に大きな影響を及ぼすおそれがある場合、道は必要に応じ関係市町とともに事業者と公害防止協定を締結し、環境に配慮した事業活動を求めています。

令和4年度（2022年度）末現在、道、苫小牧市と事業者との3者協定を16事業所と、苫小牧東部工業地域に関連して、道、苫小牧市、千歳市、安平町、厚真町、むかわ町と事業者との7者協定を11事業所と、石狩湾新港地域に関連して、道、札幌市、小樽市、石狩市と事業者との5者協定を1事業所と締結しており、関係市町と連携して協定に基づく監視、助言、指導を行うことで地域の環境保全対策を推進しています。

ア 各種認定・登録制度

道では、環境保全等に配慮している事業者を認定・登録する制度を運用しています。

◆北海道グリーン・ビズ認定制度

道では、環境保全に貢献している事業所等の取組を認定（登録）する「北海道グリーン・ビズ認定制度」を平成20年度（2008年度）に創設しました。

この制度には、他の模範となる優れた取組を認定する「創意あふれる取組部門」やCO₂等の排出量削減の数値基準を達成した取組を認定する「先進的な取組部門」があり、令和4年度（2022年度）までに、56事業所を認定しました。

このほか、自主的な取組を実践している事業所を広く登録する「優良な取組部門」があり、令和4年度（2022年度）末現在、1,487事業所が登録されています。

認定（登録）された事業所等は、金融機関から融資を受ける時や私募債を発行する際に金利の優遇を受けられるほか、シンボルマーク（右図）の使用や、道のホームページ等で紹介されるなどのメリットがあります。

■優良な取組部門シンボルマーク



◆「ゼロカーボン・チャレンジャー」登録制度

令和4年（2022年）4月から、ゼロカーボン北海道の実現に向け具体的な取組を実行することで宣誓した事業所を「ゼロカーボン・チャレンジャー」として登録し、道が積極的にPRする「ゼロカーボン・チャレンジャー登録制度」を開始しており、令和5年（2023年）3月

までに、616件の事業所を登録しました。

登録された事業所は、道が発注する建設工事等の競争入札に参加する際の入札参加資格における加点や、ゼロカーボン北海道ロゴマークの使用、道のホームページ等で紹介されるなどのメリットがあります。

イ 道が行う事務・事業等における環境配慮の推進

道は、自らも事業者として、率先して様々な環境配慮の取組を進めています。

◆道の事務・事業による温室効果ガス排出量

道では、事務や事業を実施するにあたり、温室効果ガスの排出抑制を図るとともに、道民や事業者の取組を促進する目的で地球温暖化対策推進法に基づき、平成12年度（2000年度）から「道の事務・事業に関する実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定し、現在は第5期実行計画に基づいて脱炭素化に向けた様々な取組を進めています。

第5期実行計画では、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までに、基準年度である平成25年度（2013年度）と比べ、温室効果ガス排出量を二酸化炭素換算で15万6,000トン（50%）削減することとしています。

令和4年度（2022年度）の温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算で24万3,185トンで、第5期実行計画の基準年度（平成25年度（2013年度））と比べて6万8,951トン（22.1%）減少しています。

■温室効果ガス排出量の削減目標（単位：t-CO₂）

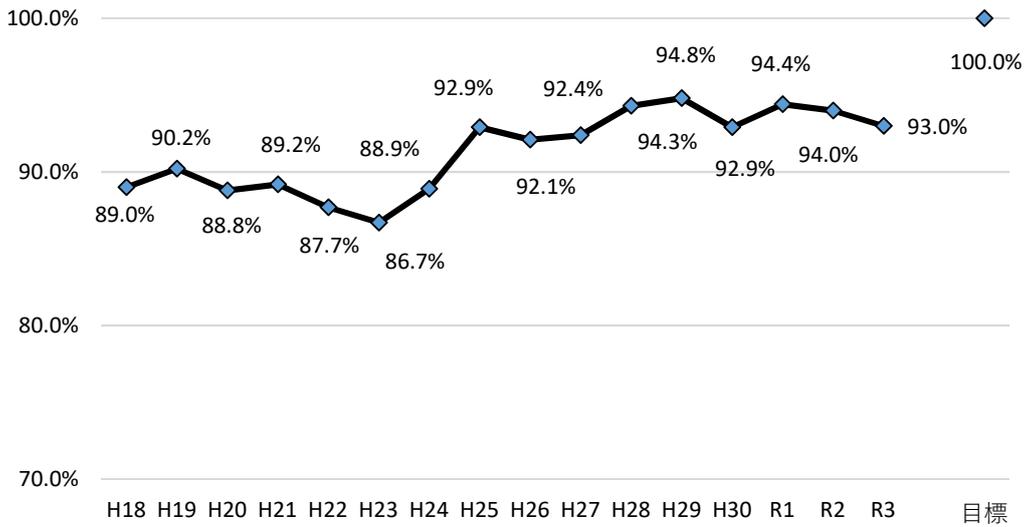
平成25年度（2013年度） 温室効果ガス排出実績 A	削減目標 B	令和12年度（2030年度） 温室効果ガス排出目標 C=A-B
312,136	156,000（50%）	156,136

◆グリーン購入の推進

道ではグリーン購入の推進のため、環境配慮型製品の優先的購入を進めており、平成13年（2001年）に策定した「北海道グリーン購入基本方針」及びその具体的指針として毎年度定める「環境物品等調達方針」により、環境物品等を優先的に調達しています（次ページ図）。

今後も、道自らが率先してグリーン購入に取り組むことにより、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの確立に向けた道民や事業者の意識喚起や環境物品等への需要の転換を図ります。

■道におけるグリーン購入調達率



■「北海道グリーン購入基本方針」のしくみ

<p>【趣旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境配慮型製品の優先的購入など ○ 環境負荷の低減に資する物品・役務の調達方針を作成、調達を推進（グリーン購入法による努力義務） 	
<p>【適用範囲】 道のすべての機関に適用</p>	
<p>【基本原則】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を使用していること ○ 使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと ○ 使用後にその全部又は一部の再使用または再利用がしやすいことにより、廃棄物の発生を抑制できること ○ その他環境への負荷の低減に資することができるものであること ○ 調達の必要性・適正量の事前検討により調達総量を抑制すること ○ 不要な機能・品質を有する物品は調達しないこと 	
<p>【環境物品等調達方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度、調達方針を作成・公表 ○ 調達方針に基づき、調達を推進 ○ 調達実績の取りまとめ 	<p>— 年度ごとの環境物品等調達方針 —</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 紙類、文具類、OA機器、作業服等の特定調達品目 ・R3年度：22分野282品目及び「北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランド」並びに「道産木材製品」 ・R4年度：22分野285品目及び「北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランド」並びに「道産木材製品」 ○ 判断基準（調達に当たっての判断基準） ○ 配慮事項（調達に当たって配慮することが望ましい事項）
<p>【公表】 道のインターネットホームページ等による公表</p>	<p>【推進組織】 グリーン購入調達推進連絡会議 （各部等の代表主査等で構成）</p>

◆公共事業等の計画または実施段階での環境配慮

公共事業等の計画又は実施に当たっては、環境負荷の低減など環境に配慮する必要があるため、道では、排出ガス対策型建設機械の使用や混合セメント（生産工程において二酸化炭素の排出が、一般のセメントより少ないセメント）の利用など、建設工事における温室効果ガス排出削減に係る取組の継続と建設廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用などを推進しています。

◆環境に配慮した契約の取組

平成19年（2007年）に制定された「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（いわゆる「環境配慮契約法」）では、地方公共団体においても温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めることとされており、平成26年（2014年）3月に「道における環境配慮契約への対応方針～効果的な導入のあり方～」を定め、導入可能なものから取組を進めています。

ウ 環境影響評価制度の運用

環境影響評価、いわゆる環境アセスメントは、事業者が道路やダム、鉄道、発電所の建設、さらに宅地開発やゴルフ場の造成などを実施する際に、あらかじめその事業が環境に及ぼす影響について科学的な調査、予測、評価を行い、その過程や結果を公表して、住民や行政機関、専門家などの意見を聴く手続きを通じて、事業の実施に伴う環境保全について適正に配慮されることを確保しようとする制度で、事業者自らが広範囲に集めた環境情報をもとに環境影響の回避・低減を図り、適切な環境保全措置を検討することを目的として行われるものです。また、事業者が十分な環境情報を収集し、環境への配慮を適切に行うためには、地域の環境に関して様々な情報を持っている道民の皆さんや専門家の方々からの意見が不可欠であり、道では、制度や手続過程に関する情報を、ホームページで提供しています。

なお、最近3年間に「環境影響評価法」及び「北海道環境影響評価条例」に基づき行われた手続きの実施状況は、右上表のとおりです。

■道における環境影響評価手続の実施件数

区分	年度	R2				R3				R4			
		ス	配	方	準	ス	配	方	準	ス	配	方	準
発電所		1	13	2	4	2	4	6		15	4	2	
その他													
合計	法律		13	2	4	1	4	6		15	4	2	
	条例	1				1							

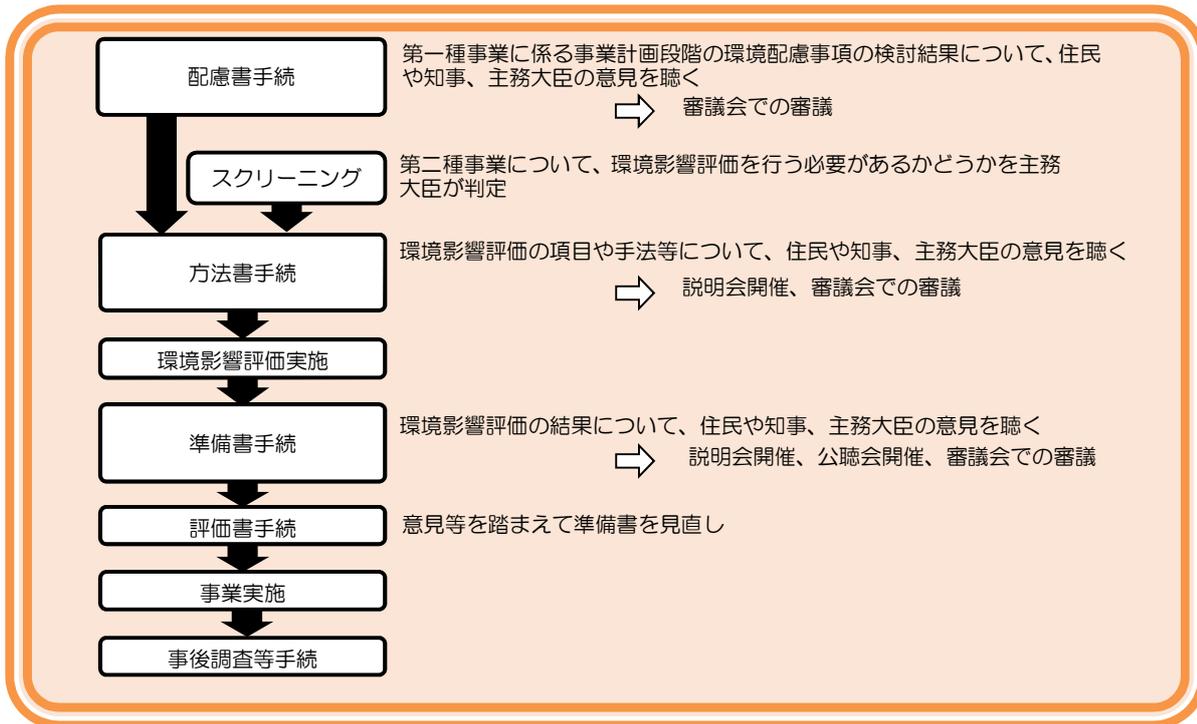
ス：スクリーニング 配：配慮書 方：方法書 準：準備書
 ※ 件数は、判定結果を通知または知事意見を提出した数

◆環境影響評価法に基づく手続き

環境影響評価法では、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所の建設など13種類の事業を対象としています。このうち、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を第一種事業と定め、環境アセスメント手続きの実施を義務づけています。また、第一種事業に準ずる規模の事業を第二種事業として定め、環境アセスメント手続きを行うかどうかを個別に判断することとしています（スクリーニング）。

同法に基づく環境アセスメントの手続きにおいて、事業者は配慮書段階では計画段階での環境配慮事項の検討結果を、方法書段階では環境アセスメントを実施する項目や方法の案を、準備書段階では調査、予測、評価等の結果の案をとりまとめ、それぞれの段階で一般の方々や関係都道府県知事、主務大臣の意見を聴き、それらを踏まえて図書の内容を見直し、最終的に環境アセスメントの結果をとりまとめた評価書を作成します。道知事が意見を述べるに当たっては、関係市町村長の意見や北海道環境影響評価審議会での審議結果等を踏まえることとしています（次ページ図）。

■環境影響評価法に基づく手続きの流れ



◆北海道環境影響評価条例に基づく手続き

道では、昭和53年（1978年）に他の都府県に先がけて、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境配慮が適切かつ円滑に行われることを目的として、北海道環境影響評価条例を制定、運用しており、平成10年（1998年）には新たに制定された環境影響評価法との整合を図るため、全面改正を行いました。また、その後の同法の改正を踏まえ、同条例についても必要な改正を行っています。

同条例の対象は同法の対象事業に加え、レクリエーション施設などの事業も対象としているほか、第二種事業は同法よりも小さな規模のものまで対象を広げています。また、手続きについても、北海道環境影響評価審議会での審議や、準備書段階で道民が2回意見を提出する機会を設けるなど、本道の良好な環境が確保されるよう、条例独自の手続きを定めています。

(2) 環境と調和した産業の展開

ア 環境と調和した農業の展開

道では、農業の自然循環機能を維持・増進させ、環境との調和に配慮した、安全・安心で品質の高い農産物の安定生産を進めるため、堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるクリーン農業やそれらを基本的に使用しない有機農業を推進しています。

このため、化学肥料・化学合成農薬の低減や、有機農産物の安定生産に向けた技術などの開発・普及を進めるとともに、一定の基準を満たした農産物にYES!cleanマークを表示し、詳しい栽培情報を消費者等にお知らせする「北のクリーン農産物（YES!clean）表示制度」を平成12年（2000年）に創設しました。平成16年（2004年）からは、化学肥料の使用量や化学合成農薬の使用回数を数値化した基準等を定めるとともに、平成23年度（2011年度）に

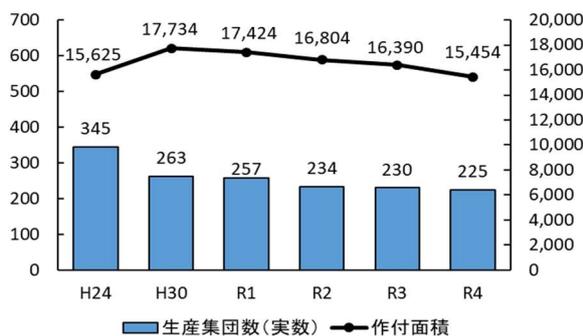
は、YES!cleanマークの表示対象をYES!clean農産物を原材料とした加工食品にも拡充し、一層の生産及び流通・消費の拡大を推進しています。

なお、この制度に登録している生産集団は令和4年度（2022年度）で225集団、作付面積は15,454haで生産の拡大に向けた技術の開発・普及や消費者・流通販売業者へのPR活動等に積極的に取り組んでいます。また、有機農業については、理解の促進や販路拡大を図るためのPR、生産者と消費者の交流イベントの開催などに取り組むほか、国が定めた全国共通の生産基準をクリアし、第三者機関が検査・認証する有機JAS制度についても、その普及啓発を図っており、令和4年度（2022年度）で332戸が有機JAS認証を取得しています。

また、道では、令和4年（2022年）7月に施行された「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（みどりの食料システム法）に基づく「農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画」を令和4年（2022年）12月に策定するとともに、農業者等が取り組む環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請の受付を令和5年（2023年）1月より開始しています。



■YES!clean表示制度登録生産集団及び作付面積



■有機JAS認証農家戸数及び作付面積



イ 環境と調和した林業の展開

北海道の森林は、エゾマツやミズナラに代表される天然林とトドマツやカラマツなどの人工林で構成され、水源の涵養や土砂の流出防止など、様々な公益的機能を有していることから、道ではこれまでも適切な森林づくりに取り組んできました。

森林は、成長する過程で光合成により二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵しています。また、住宅や家具として木材を利用することで炭素を長期に固定するとともに、化石燃料の代替として木質バイオマスを供給するなど、地球温暖化の防止に役立っています。

森林の整備にあたっては、森林所有者、関係事業者、行政機関がそれぞれ環境に配慮する必要があることから、道では、「生物多様性の保全に配慮した森林整備事業の手引き」を作成するとともに、市町村に対して、専門的な知見に基づく助言等による市町村森林整備計画の作成支援を行っています。

さらに、独立した民間の第三者機関が、一定の基準により環境に配慮した森林経営が行われている森林を認証する「森林認証制度」の取組が道内に広がっており、令和5年（2023年）

3月末における道内の認証森林面積は約152万haと、道内の森林面積の約28%、全国の認証森林面積の約6割を占めています。

ウ 環境と調和した水産業の展開

水産資源の生育の場である水域環境の適切な保全や循環型社会の構築に向け、環境と調和した水産業の展開が求められており、海域の水質保全や土砂、流木の流入による漁業への被害の未然防止を図るため、各地域に設置されている「流域協議会」などで協議が進められるとともに、環境生態系の保全を図るため、藻場や干潟等の保全活動等を行う活動組織に対して支援を行っているほか、循環型社会構築のため、水産系廃棄物の適正処理と循環利用についても促進しています。

エ 環境と調和した観光産業の展開

道では、豊かな自然環境を道民の貴重な財産として損なうことなく守り育てながら、自然とのふれあいを大切にする北海道らしい観光地づくりを進めるため、アウトドア観光やグリーンツーリズムなど地域の自然を活かした体験型観光を促進するとともに、観光地における環境美化など環境にやさしい観光地づくりを推進しています。

そのため、アウトドア資格制度に基づく講習会や体験型観光のPRなどを実施するとともに、地域における美化活動に対する支援や環境に関する意識・マナーの普及、啓発に取り組んでいます。

(3) 環境ビジネスの振興

道では、環境関連産業の創出・育成を推進するため、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅲ期】に」基づき、環境・エネルギー関連市場の拡大をビジネスチャンスと捉え、省エネルギーや新エネルギーの開発・導入と、道内企業の参入などによる関連産業の振興を一体的に推進し、地域経済の好循環につなげていく施策を展開しています。

そのため、環境・エネルギー産業総合支援事業などによる環境・エネルギー関連機器技術開発・製品開発に対する補助金に加え、環境関連産業への参入促進と販路拡大に向けた支援を行うとともに、リサイクル産業創出事業補助金のほか、北海道産業振興条例に基づく製品開発支援等に特定産業分野枠（環境関連産業など）を設け、中小企業の競争力の強化に向けた助成を行うなど、環境関連産業への支援を実施するとともに、関係者の連携強化や施設整備の促進、各種情報の提供等に対する支援を通じ、環境関連産業の振興を図っています。

また、道では、中国及び ASEAN 諸国等の市場をターゲットに、環境・エネルギー関連の技術・ノウハウを有する道内企業の海外展開や海外企業からの技術の取り込みを支援するため、海外企業とのオンライン商談などに取り組んでいます。

《道内の地域循環共生圏の構築に向けた取組》

「地域循環共生圏」は、環境問題と経済・社会的課題の同時解決に向けて地域資源の活用を通じた自立・分散型の社会を、地域間で補完し支え合うことで構築しようとする考え方です。

「北海道環境基本計画」（令和3年（2021年）3月策定）では、他地域への資源の依存を軽減し、持続可能な地域づくりを進めるために、都市と農山漁村が各地域の特性を活かし、それぞれの資源を活用して自立・分散型の社会を形成しつつ、広域的なネットワークで地域資源を補完し合い支え合うことで、都市も農山漁村も活かす「地域循環共生圏」を創造していくことが重要とし、特に、地域の脱炭素化と経済の活性化、レジリエンス向上の同時達成を目指し、地域資源を最大限活用した『地域循環共生圏』の創造を促進することとしています。

道では、ホームページで道内各地の取組事例を紹介しているほか、国が開発した分析ツールを活用し、再生可能エネルギーを導入する場合に市町村に与える経済波及効果などの検証を行っています。

◎道内における取組事例

道内でもすでに各地域で「地域循環共生圏」の創造に向けた取組が進められています。

[取組の例]

1 石狩市における再エネの地産地消による産業集積と地域価値の向上

再エネ100%ゾーンによる企業誘致、再エネ発電事業者立地促進、広域バイオマス調達、新交通サービス展開、EV/FCVを活用した脱炭素化及び電力需給調整、カーボンフリー水素活用に取り組むほか、これら事業をコーディネートする地域エネルギープラットフォームを構築する。

2 下川町における森林資源を活用したエネルギーの自給と地域循環経済の構築

森林を最大限・最大効率に活用し、持続可能な森林経営システム「循環型森林経営」を基軸に、森林総合産業の構築、森林バイオマス等の再生可能エネルギーを活用した地域エネルギーの完全自給と低炭素社会構築、超高齢化社会にも対応した新たな社会システムを構築する。

3 長沼町におけるタンチョウを活用した商品開発や環境整備などのまちづくり

タンチョウの見守り活動や生息環境整備により、豊かな自然環境を保全するほか、商品開発や農産物のブランド価値向上、環境教育などに活かすことで、タンチョウも住める住みよい町として移住・定住先として選ばれ、地元への愛着が増すことを目指す。

道では、これらの取組事例を地域資源の種類により3つに分類し、ホームページで公開するとともに、国などが行っている支援制度やセミナー等も併せて掲載するなど、地域循環共生圏の構築に向けた情報提供に努めています。

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/chiikijunkan.html>)

タイプ別	国の補助による取組等	道の取組等
1 地域の再エネを活用する取組	<p>【風力・太陽光・水力等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・士別市・石狩市・札幌市・稚内市 ・京セラコミュニケーションシステム株式会社（石狩市） ・北海道ガス株式会社（石狩市） <p>※脱炭素先行地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 石狩市（太陽光、木質系バイオマス） 上士幌町（畜産系バイオマス） 鹿追町（太陽光、畜産系バイオマス） 札幌市（太陽光、木質バイオマス） 奥尻町（太陽光、木質バイオマス、地熱） 	<p>[エネルギー地産地消事業化モデル支援事業（R3まで）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稚内市・石狩市 　　[ゼロカーボン・ビレッジ構築支援事業（ゼロカーボンビレッジ構築事業）（R4）] ・網走市・釧路市・松前町 　　[ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業（R4）] ・厚真町・釧路町
2 地域の循環資源を活用する取組	<p>【バイオマス（家畜ふん尿、木質）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下川町・浜頓別町・八雲町・興部町 ・鹿追町・豊富町・標茶町 ・株式会社地域価値協創システム（美幌町を中心に周辺自治体（北見市、網走市等）） <p>【観光・景観・雪など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・余市観光地域づくり協議会（余市町） ・ニセコ町 	<p>[エネルギー地産地消事業化モデル支援事業（R3まで）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上士幌町 <p>[北の住まいるタウン] モデル市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当別町・鹿追町
3 地域の自然資源を活用する取組	<p>【雪冷熱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社ホワイトデータセンター（美幌市） <p>【野鳥】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長沼町・羽幌町 <p>【温泉熱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・羅臼町・壮瞥町・弟子屈町 ・十勝川温泉旅館協同組合（音更町） 	<p>[エネルギー地産地消事業化モデル支援事業（R3まで）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弟子屈町 ・エネルギー地産地消事業化コンソーシアム（南富良野町）

◎ 地域経済循環と経済波及効果の分析

国では、地域経済の長所と短所の分析を行い、地域のお金の流れを生産・分配・支出の三面から「見える化」し、地域経済の全体像や所得の流入・流出、地域内の産業間取引を把握することができる「地域経済循環分析自動作成ツール」、再エネ等の環境政策などの地域振興施策がもたらす経済波及効果を市区町村ごとにシミュレーションしたレポートを出力する「経済波及効果分析ツール」を公開しています。

道では「地域循環共生圏」が目指す、環境政策による環境課題と経済・社会課題の同時解決を図るという考え方を踏まえ、これらのツールを用いて、地域における再エネ導入が、エネルギー収支の改善と経済の活性化にどの程度貢献するかを検証するため、その経済波及効果を試算するとともに、分析ツールの有効性などの検証を行いました。その結果はホームページで公開しています。

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/131324.html>)

＝ 3 環境と調和したまちづくり

環境重視型社会を構築していくためには、地域住民の生活基盤である「まち」にも環境への負荷を低減する仕組みを取り入れることが重要であり、従来の機能性、合理性を優先させた「まちづくり」の手法に、環境の視点を加え、より環境への負荷の少ないまちづくりや地域づくりを進めていくことが求められています。

国では、良好な都市環境の形成に向けた総合的、体系的な計画である「都市環境計画」を市町村が策定することを推進し、道内では、帯広市と北見市が環境共生モデル都市の指定を受けています。

また、平成20年度（2008年度）には、低炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」に国内13都市が選定され、道内からは帯広市と下川町が選ばれて取組を実施しているほか、平成26年（2014年）3月に、ニセコ町が「国際環境リゾート都市・ニセコスマートチャレンジ86」を提案し、追加選定されています。

さらに、国は「環境・超高齢化対応等に向けた、人間中心の新たな価値を創造する都市」をコンセプトに「環境未来都市」を選定しており、平成23年（2011年）に、公共施設への木質バイオマスボイラーの導入やカーボン・オフセットの取組の推進など、全国に先駆けた環境政策や超高齢化に対応した低炭素型都市構想が評価を受け、下川町が選定されています。

また、国が進める「ゼロカーボンシティ表明」に賛同し、2050年までに温室効果ガス又は二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることを旨を公表した道内の市町村数は124市町村（令和5年（2023年）3月31日現在）となり、道内においても、「脱炭素」の観点に立った持続可能な地域づくりが進められています。

(1) 環境に配慮した住まいづくり

民生（家庭）部門の二酸化炭素排出割合が全国と比較して高い本道においては、住まいづくりにおける環境への配慮が重要です。

このため、道では、昭和63年度（1988年度）から、産学官の連携により、北国の気候風土に適した住まいである北方型住宅の普及推進に取り組んでおり、令和2年（2020年）からは、省エネ・省CO₂などの性能向上や自然災害への対応を図るため、耐震・省エネ基準を強化した「北方型住宅2020」を創設し、道内の住宅の省エネルギー性、耐久性などの性能の向上並びに質の高い住まいづくりに対する道民の意識の向上などを図っています。

道営住宅については、ZEH水準の断熱・省エネ性能の公営住宅等への計画的な建替を推進するとともに、地域材の利用を拡大するため、道産木材等を活用した木造公営住宅等の整備に取り組んでいます。

さらに、「北方型住宅2020」をベースに再生可能エネルギーや道産木材活用など更なる脱炭素化に資する対策を取り入れた「北方型住宅ZERO」の普及やモデル団地の展開、既存住宅の省エネルギー改修の促進を図るほか、本道の地域特性を活かした再生可能エネルギーの地産地消に取り組む市町村と連携し、ゼロカーボンモデルとなる道営住宅を整備するなど、「北海道住生活基本計画」に基づき、住まいの脱炭素化に向けた取組を進めています。

(2) 土地利用に際しての計画

道民の生活や生産の共通基盤である道土（北海道の区域における国土）の総合的、計画的利用を図るため、国土利用計画法に基づき、「国土利用計画（北海道計画）」及び「北海道土地利用基本計画」を定めています。

「国土利用計画（北海道計画）」は、平成28年度（2016年度）に第5次の計画を策定し、自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する土地利用等を基本として、道土の安全性を高め持続可能で豊かな道土を形成する土地利用を目指すものとしています。

「北海道土地利用基本計画」は、平成29年度（2017年度）に第5次の計画を策定し、都市計画法や森林法、自然公園法等に基づく諸計画の上位計画として、総合調整機能を持つとともに、土地取引には国土利用計画法に基づき直接的に、開発行為には個別規制法を通じて間接的に規制する基準としての役割を担っています。

都市地域について、道では、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のほか、土地利用、都市施設、市街地開発事業に関する都市計画の決定に当たり、あらかじめ環境への配慮が効果的に行われるよう計画の原案作成段階で十分な検討を行い、環境保全上著しい支障を生じるおそれがある場合には、所要の措置が講じられるよう関係市町等と調整しています。さらに、一定規模以上の道路や土地区画整理事業等については、環境影響評価法等に基づき、環境影響評価を行い、環境保全に配慮した都市計画を決定しています。

(3) 土地の利用に際しての規制等

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積が3,000㎡以上の製造業等の工場を新設又は変更しようとするときには、「工場立地法」に基づき、工事に着手する日の90日（短縮申請により30日）前までに各市町村長に届け出るよう定められています。この場合、敷地面積に対する生産施設や緑地の割合等について定めた「工場立地に関する準則」に適合していることが求められます。

また、森林の無秩序な開発を防止し、森林の適正な利用を図るために、森林法に基づく林地開発許可制度があり、1ha（太陽光発電設備の設置を目的とする行為にあっては0.5ha）を超える森林を開発する場合には、知事や権限移譲を受けた市町村長の許可を必要としており、開発行為により災害や水害が発生しないこと、水源涵養などの機能や周辺の環境に著しい影響を与えないことなどを許可基準として定めています。

このほか、自然環境の保全や良好な生活環境の確保、災害の防止を図り、適正で合理的な土地利用を進めるため、道は「ゴルフ場開発の規制に関する要綱」に基づき、ゴルフ場の数が3以上、又はその面積が当該市町村面積のおおむね1%以上を占める市町村においては、当分の間、新たなゴルフ場開発を基本的に認めないこととしています。

◆特定の開発行為の規制

道では、無秩序な開発による災害の発生を未然に防止し、環境の保全を図るため北海道自然環境等保全条例に基づき、1ha以上のスキー場やキャンプ場等の建設、資材置場又は工場用地の造成及び土石の採取を知事の許可が必要な特定の開発行為として規制しています。

なお、許可に当たっては、森林の適正な保存、必要な防災施設の設置などについて許可基準

に基づき審査するとともに、許可後の開発行為が適正に行われているかどうかについても監視等を行っています。また、許可の手続きが円滑に行われるよう事前相談や事前審査にも応じています。

■特定の開発行為に係る処理状況

区 分	許 可			事前 相談	事前 審査	完了 検査	監視 指導
	R2 年度	R3 年度	R4 年度				
ゴルフ場	件数	0	0	0	0	0	0
	面積	0	0	0			
スキー場	件数	0	0	0	0	0	0
	面積	0	0	0			
キャンプ場 等	件数	0	0	0	1	0	0
	面積	0	0	0			
複合施設	件数	0	0	0	0	0	0
	面積	0	0	0			
宅地の造成	件数	0	0	0	0	0	0
	面積	0	0	0			
資材置場・ 工場用地	件数	1	5	6	7	3	8
	面積	1	13	23			
土石の採取	件数	9	16	8	16	19	3
	面積	46	130	64			59
合 計	件数	10	21	14	24	22	3
	面積	47	143	87			

※1 「許可」以外の区分は、令和4年度の件数
 ※2 面積単位：ha
 ※3 事前相談、事前審査及び監視指導については延べ件数

＝ 4 基盤的な施策（調査研究・情報提供・国際的な取組） ＝＝

（1）環境に関する調査研究の推進（地方独立行政法人北海道立総合研究機構）

道では平成22年（2010年）4月、農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野に関する試験、研究、調査、普及、技術開発、技術支援等を行い、道民生活の向上及び道内産業の振興に寄与することを目的として、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）を設立しました。

道総研は、これまで培ってきた研究成果や専門的な知見などを基に、強みである総合力を発揮して、「食」「エネルギー」「地域」の3つを取り組む研究の柱に設定し、外部機関との緊密な連携を図りながら、分野横断的な研究や実用化につながる研究開発などに取り組んでいます。

道総研におけるエネルギー、環境、地質分野を統括する研究部門である、エネルギー・環境・地質研究所（以下「エネ環地研」）では、地域社会を取り巻く様々な課題に総合的に取り組んでいます。

《エネ環地研における主な環境分野の取組》

エネ環地研では、環境関連施策の推進や課題解決に向けて、再生可能エネルギーや省エネルギー、循環資源、生物多様性保全、地域環境保全、気候変動などに関する研究開発を進め、道や市町村などに対し、環境関連施策の基礎となる科学的知見を提供しています。

また、道民の皆様の疑問や技術的な課題等の解決のため、技術相談をはじめとする各種の技術支援にも積極的に取り組んでいます。

◎最近の研究開発の取組

エネルギーに関しては、再生可能なエネルギー資源である地熱・地中熱やバイオマスの利活用技術開発に取り組んでおり、地中熱については、令和4年に供用を開始した当別町ロイスタウン駅前歩道の融雪熱源としての活用につながりました。また、施設や地域全体でのエネルギー利用を効率化するための技術開発にも取り組んでおり、温泉熱と温泉付随ガスを燃料としたコージェネレーションで発生する電気や熱を農業ハウスで利用するシステムの運用改善につながりました。

循環資源に関しては、各種廃棄物の適正処理や再資源化・循環利用のための技術開発等に取り組んでおり、今後大量廃棄が予想される太陽光パネルについて、廃棄量やリサイクル・適正処理に関する調査を行うとともに、廃ガラスの利用のための異物混入の影響評価を行いました。このほか、循環資源利用促進税事業の研究開発では、道内廃プラスチックの処理体制の実態把握、污泥の処理、水産系廃棄物の有効活用に関する調査研究に取り組んでいます。

生物多様性保全に関しては、湿原や原生花園の再生、希少種の保護、外来種アライグマの防除に関する調査研究、農村生態系の保全にむけた環境調査、エゾシカやヒグマの個体群管理、農業被害や人身事故等あつれぎ防止のための調査研究に取り組んでいます。また、内陸性植物の侵入が進んでいる石狩浜において植生再生試験を実施し、表土を掘り取ることで海浜植生が再生しつつあることを明らかにしました。

地域環境保全に関しては、河川～湖沼～海域に係る水環境の保全、ヒトや生態系への環境リスクが懸念される物質（PM_{2.5}、有害大気汚染物質、ポリ塩化ビフェニル（PCBs）、農薬など）についての動態評価や、騒音・振動など生活環境の保全に関する調査研究に取り組んでおり、環境へのリスク低減に向けて、有害元素と特異的に結合する細菌由来タンパクを開発しました。また、厚岸湖流域における水環境の研究では、農地に由来する窒素負荷が湿地帯を流下する過程で緩和されるこ

■太陽光パネル
（ガラスの処理・活用が課題）



■表土掘り取りによる海浜植生再生試験



■定点カメラによる自然現象の観測



とがわかりました。さらに、地質環境に関わる鉱山廃水や有害掘削残土の処理技術の開発にも取り組んでいます。

気候変動に関しては、産業、自然環境、自然災害、生活・健康などの様々な分野について、北海道における気候変動の影響に関する知見をまとめ、データベースとして整理しているほか、気候変動が冬季の自然現象に及ぼす影響を明らかにするため、モデル地域での自然現象（ダイヤモンドダスト）の発生状況の調査や、将来予測に取り組みました。また、道民の生活や産業に密接に関連する「雪」の変化に着目して、地域に応じた気候変動影響を予測し、その結果を市民セミナーの開催や動画「未来の天気予報 北海道2100冬」の公開などを通じて普及しました。あわせてワークショップを開催し、雪の変化の影響に対する地域の適応策を議論しました。

◎監視指導

道が行う大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査における汚染物質の測定、分析等の監視業務を担っているほか、大気汚染や水質汚濁に関する低減方法の技術的助言や測定値に対する精度管理、行政職員への技術支援を行っています。

◎普及活動・技術支援

調査、研究、技術開発及び技術支援の成果を広く周知し、環境に関する知識を普及するため、研究開発成果発表会の開催、事業概要や研究開発等を取りまとめた報告書や広報誌の発行、ホームページでの情報発信のほか、道や札幌市などが開催する普及啓発イベントへの協力・出展などを行っています。

また、技術支援活動として、技術相談を始め、各種研修会やセミナーへの講師派遣、刊行物等の記事の依頼執筆、道内の教育機関への総合学習（環境教育）の教材の提供、依頼試験、設備使用、研修者の受入などを実施して、エネ環地研が有する技術や知見の提供に努めています。

さらに、大気や水質などの測定結果や野生動植物情報のデータベース化、地理情報システム（GIS）データやリモートセンシング（人工衛星やUAV）による画像データ集積を進めており、これらの環境に係る各種データの提供にも取り組んでいます。

(2) 環境保全に資する国際的な取組の推進

今日の環境問題は一国だけで解決できるものではなく、国境を越えた取組が求められています。

道では、開発途上国等の環境保全に対する技術支援等を図るため、国とも連携を図りながら、専門職員の派遣や研修生の受入れなどを積極的に進めており、平成7年度（1995年度）からは国際協力事業団（JICA（現：独立行政法人国際協力機構））等と連携して、開発途上国の行政官等を対象にした研修事業を実施しています。

(3) 環境情報の提供

道では、環境政策課のホームページ「ほっかいどうの環境」において、道の環境施策に関する最新情報やイベント等のニュース、近年の環境白書や環境関連の法律・条例・規則・計画、環境調査・観測結果のデータ、さらには、環境教育に関する啓発資材など、様々な情報を掲載してい

ます。

また、環境情報メールマガジン「北海道環境メッセージ」により、北海道の恵まれた自然環境の保全の取組や気候変動対策、循環型社会の形成に向けた取組など、環境に関する最新情報や話題を月1回配信しており、令和5年（2023年）3月末現在の登録者数は5,775人となっています。

◆GIS（地理情報システム）の活用

GIS（地理情報システム）を活用することで、地理上の位置情報を手がかりに特定の地域の様々な環境情報を検索することが可能であり、さらに人工衛星のデータ画像を利用するリモートセンシング技術の研究が進んだことにより、従来の航空写真では判別できなかった植生の違いまで解析できるようになりました。

道やエネ環地研では、野鳥やエゾシカの狩猟情報など北海道の環境に関する情報をウェブサイトに掲載しております。